

滝沢市コミュニティバス運賃表（変更案）

○令和8年10月1日から令和9年3月31日まで（実証運行期間中）の運賃

一律	無償
----	----

○令和9年4月1日以降の運賃

【1号車：大人】

(円)

		春子谷地湿原口前～ 滝沢局前
	滝沢市役所前・ビッグ グループ滝沢	200
いとく滝沢店～滝沢 市役所（構内）	200	300

【2号車：大人】

(円)

			運転免許試験場～木 賊川交差点
		根堀坂・祢宜屋敷・ 元村	200
	ふるさと交流館（構 内）・ふるさと交流 館前	200	200
滝沢ハイツ～滝沢市 役所（構内）	200	200	300

【3号車：大人】

(円)

		柳沢コミセン前～滝 沢営業所
	ふるさと交流館（構 内）・ふるさと交流 館前	200
滝沢ハイツ～滝沢市 役所（構内）	200	300

【4号車：大人】

(円)

一律	200
----	-----

滝沢市コミュニティバス運賃表（変更案）

【全号車共通：大人（中学生以上）のうち次に定める者】

①身体障害者手帳（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の交付を受けており、乗車の際に当該手帳を提示した者（以下「身体障害者」という。） ②療育手帳（知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第5条第1項に規定するもの及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）の交付を受けており、乗車の際に当該手帳を提示した者（以下「知的障害者」という。） ③精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）の交付を受けており、乗車の際に当該手帳を提示した者（以下「精神障害者」という。） ④運転経歴証明書を提示した者（交付日から2年間を対象とする）。 ⑤その他特に市長が必要と認めた者。	大人運賃より100円 割引 大人運賃の半額
--	--------------------------------------

【全号車共通：小学生】

（円）

一律	100 大人運賃の半額
----	------------------------

【全号車共通：小学生未満】

（円）

一律	無償
----	----

※変更理由：障がい者及び小学生等については、当初、市独自の割引制度を適用する予定であったが、利用者にとって分かりやすく、他の路線バスとの運賃体系の統一が図られること、また運賃収受事務の簡素化につながることから、路線バス事業者が実施している「大人運賃の半額」の割引制度を適用するもの。